

先日、特許商標庁の商標審判部 (Trademark Trial and Appeal Board, TTAB) はケーキ等の商標として「CHOCOLATE GLAÇAGE」の補助登録を認めない審決を下しました (Serial No. 86937640)。

「CHOCOLATE」は「チョコレート」の英語でおそらく誰でもわかると思われませんが、「GLAÇAGE」とは何かわかりますか。これは日本ではカタカナで「グラサージュ」となっていますが、フランス語のケーキ用語で意味は菓子の表面に糖衣を着せることのようにです。Wikipediaには「チョコレートで表面をコーティングする方法。グラサージュ・オ・ショコラ (Glaçage au chocolat) と呼ばれる。単にチョコレートを融かしてかけるだけでなく、チョコレートを砂糖と一緒に湯に入れて煮詰め冷ました糖液を使う方法や、カカオマスをつンダン (糖衣用に練った糖液。en:Fondant) に加えたチョコレート・フォンダンでコーティングする方法もある。」とあります。想像すると食べたくなりますが、要するにケーキ等に掛かっている糖衣やチョコレートのことのようにです。審判部では上記商標は「ケーキ、パイ、ドーナツ、及び焼き菓子のアイシングやグレーズの一般用語」であるから登録は認められないとしています。

ところで、フランス語でチョコレートは「Chocolat」(ショコラ) ですが、該商標では「チョコレート」の部分は英語の「CHOCOLATE」とし、「グラサージュ」の部分はフランス語の「GLAÇAGE」としているのので、英語とフランス語を組合せた複合用語 (compound term) ということになり、実際にはほとんど使われることはない用語と言えます。しかし、審判部は、アイシングやグレーズの付いたケーキ、パイ、ドーナツ、焼き菓子の一般的製造者や購買者は「CHOCOLATE GLAÇAGE」が何を意味しているか理解できるから一般的用語にすぎないとしています。出願人は上記複合用語は一般には使われていない新規な用語であるから商標として認められるべきであると反論しましたが、審判部は、たとえ該複合用語はいままで使われたことがなく、出願人が初めて使用した者であっても、一般の人 (ケーキ等を知らない人は対象外でケーキ等を製造、購買する人) がその意味を理解できる以上は、一般的用語であるとしています。

また、審判部は、出願人が「GLAÇAGE」の英語訳を特許商標庁に提出しなかったことも理由に登録を拒絶しています。外国語が商標に使われている場合は、その英訳を特許商標庁に提出しなければならないことになっていますが、出願人が「GLAÇAGE」の英語訳を特許商標庁に提出しなかったことに関しては、一般の人は「GLAÇAGE」を英訳することはないから、翻訳を提出する必要はないと主張しました。外国語が商標に使われている場合は、それを見た一般消費者が「止まって翻訳」 (stop and translate) したときに類似かどうか判断されますが、審判部は、消費者が止まって翻訳するかどうかを評価する前にまずは翻訳を考慮しなければならないので翻訳の提出は必要であるとししました (因みに、「GLAÇAGE」の英訳は「icing, glazing」です)。

商標が外国語を含む場合は、その商標が一般的か、記述的か、類似性があるか等の判断においては、その英訳が考慮されるので、みなさんももし日本語が入った商標を出願する場合は、その英訳を提出することを忘れないでください (例えば、「TORAYA」は「STORE OF THE TIGER」等となっています)。

(上記は一般論又は個人的見解で、個々のケースでの法律アドバイスを目的としたものではありません。)